

別添2

事務連絡  
平成20年2月14日

各都道府県医政主管課 御中

厚生労働省医政局総務課  
指導課  
経済課  
社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例への対応について

標記につきましては、「食品による薬物中毒事案の発生について」(平成20年1月31日医薬食品局食品安全部監視安全課事務連絡)により各都道府県等衛生主管部局等に通知されているとともに(別紙1)、厚生労働省ではQ&Aを作成し(別紙2)、社団法人日本医師会会長や各都道府県等衛生主管部局に通知されていますが、貴課におかれましては、これらも参考にしつつ衛生管理の徹底にご留意願います。

また、今般の事案に関する今後の追加情報等については、厚生労働省ホームページにおいて情報提供を行っておりますのでこちらも随時参照していただけますようお願いいたします(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/china-gyoza/index.html>)。

なお、本件にかかる2月14日現在の事案の概要及び厚生労働省の対応(参考1)、本件の原因として疑われる冷凍ギョウザの製造者(河北省食品輸出入集団天津食品工場)が製造する製品(参考2)についても情報提供いたします。

事務連絡  
平成20年1月31日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

食品による薬物中毒事案の発生について

標記につきましては、昨日、「中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生について」(事務連絡)によりお知らせしたところですが、本日、別紙のとおり、社団法人日本医師会会長宛てに、当部長より標記題名の通知を行ったところですので、御了知ください。

また、貴部(局)の関係機関等に情報提供されるよう併せてお願いします。

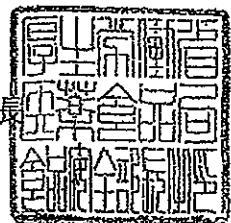
文



食安発第0131002号  
平成20年1月31日

社団法人 日本医師会会长 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長



食品による薬物中毒事案の発生について（協力依頼）

今般、兵庫県及び千葉県において、食品による有機リン中毒の疑いがある事案が発生しました（別添参照）。

本件については、被害拡大を防止する観点から、関係都道府県等と連携し、当該食品の摂取を避けるよう消費者への周知、同様事案の有無の確認等の対応を行っているところです。

つきましては、貴会の会員に対し本件について情報提供いただき、診断及び治療に役立てていただくとともに、食品による有機リン中毒の疑いのある患者を診断した場合は、速やかに保健所に通報いただくよう周知方お願いします。

## 中国産冷凍餃子による食中毒事案について（Q &amp; A）

(最終更新) 平成20年2月5日

## (Q 1)

ジェイティフーズ（株）の輸入した中国産ギョウザによる食中毒が発生したことであるが、事実関係如何。

1月29日夜、東京都より厚生労働省に対し、1月5日に兵庫県において1家族3名、1月22日に千葉県において1家族5名の有機リン中毒の疑いがある事案が発生し、両事案において発症直前に、ジェイティフーズが中国から輸入した冷凍ギョウザを摂食していたとの情報提供があった。

厚生労働省において当該事業者の輸入実績を調査したところ、当該冷凍餃子は同一時期に輸入された同一製造者のものであることが判明した。

現在、関係機関が捜査を行っているところであるが、当該食品の包材及び嘔吐物中のギョウザから、有機リン系殺虫剤のメタミドホスが検出された。

## (Q 2)

有機リン中毒とはどのようなものか。

有機リンが神経系のアセチルコリンエステラーゼを阻害することにより、神経が興奮状態になり、縮瞳、嘔吐、めまい等を起こし、重症の場合、徐脈、呼吸障害、昏睡となり、死亡に至ることがある。

## (Q 3)

当該食品を既に摂食してしまった場合、どうすればよいか。

仮に体調に異変がある場合には、お近くの医療機関にご相談ください。

## (Q 4)

厚生労働省のこれまでの対応如何。

厚生労働省としては、以下のとおり対応。

- ① 消費者に対し、本製品を絶対に食べないように呼びかけ
- ② 関係自治体に対し、消費者への注意喚起と徹底した調査を指示
- ③ 検疫所に対し、当該製造者からの同一製品の輸入の自粛を輸入者に指導するよう指示
- ④ 念のため、冷凍ギョウザの他にも当該製造者からのすべての輸入食品について、輸入実績のある輸入者に対し、関係自治体を通じて、安全性が確認され

るまでの間、販売を中止するよう要請するとともに、当該製造者からのすべての製品の輸入の自粛を輸入者に対して指導するよう、検疫所に対して通知なお、関係機関により、消費者への注意喚起、販売中止、回収等の措置がとられていると承知している。

(Q 5)

厚生労働省の今後の対応如何。

厚生労働省としては、上記の対応に加え、当該製造者が製造し国内に輸入された食品に関する情報について、関係自治体や関係業者を通じ収集し、当該情報が判明し次第、関係機関等に情報提供するとともに、当該食品の安全が確認されるまでは摂取しないよう広く国民に周知を図ることとしている。

また、本事案を受けて3月1日朝に開かれた「食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合」において、

① まず第一に、被害拡大の防止が最重要であるという観点から、関係省庁は、密接な連携の下、関係機関や業界団体を通じ、国民に対する積極的な情報提供を行うとともに、国民の問い合わせに対応する窓口を設置し、

② 原因の究明

③ 今後同様の事案の再発防止策の検討

を行うこととされたところであり、本方針に基づき、適切な対応を行ってまいりたい。

(Q 6)

中国の当該製造者からの輸入実績如何。

本事案の原因として疑われる冷凍ギョウザの製造者（河北省食品輸出入集団天洋食品工場）からの、冷凍ギョウザを含めた輸入実績については、平成19年1月1日から平成20年1月30日までの速報値であるが、

届出件数：990件

届出重量：3,800トン

である。

なお、冷凍ギョウザ以外の輸入品目としては、豚串カツ、ビーフジャーキー、ソーセージ、ロールキャベツ、とんかつ、ベーコンアスパラ巻などがある。

(Q 7)

中国の当該製造者による過去の食品衛生法違反の事例如何。

当該製造者の製造した食品のうち、過去に食品衛生法違反となつた事例は、

平成16年1月以降、1件ある。

なお、当該違反事例については、検疫所のモニタリング検査で違反となったものであるが、当時、全量保管されており、国内には流通していない。

<違反内容>

品名：冷凍豚串カツ

数量・重量：1,934箱、6,769kg

輸入者：住金物産（株）

検疫所：神戸検疫所

到着年月日：平成16年7月13日

届出年月日：平成16年7月14日

違反内容：大腸菌陽性

違反確定日：平成16年7月26日

(Q 8)

本件で問題となっている冷凍ギョウザについて、輸入時には検査を行っていたのか。

当該食品については、それぞれ大阪検疫所及び川崎検疫所支所に輸入届出されたものであるが、輸入時においては、検査は行われていない。

また、過去に、輸入者ジェイティフーズ株式会社が、中国の当該製造者（河北省食品輸出入集団天洋食品工場）から輸入した同一の冷凍ギョウザの輸入時において、大阪検疫所（平成19年4月25日到着分）及び川崎検疫所支所（平成19年1月30日到着分）において、輸入者に対してそれぞれ検査指導を行っており、その結果それぞれ、

細菌数（生菌数）：基準値(100,000/g)以下

大腸菌群：陰性

サイクラミン酸（食品添加物）：検出せず

であり、特に問題は見られなかつたが、メタミドホスを含む残留農薬の検査については、実施していない。

(Q 9)

加工食品の輸入時の検査体制はどうなっているのか。

我が国に輸入される加工食品については、輸入者に輸入の都度、厚生労働大臣への届出を義務付けており、当該届出に基づき、各検疫所において、当該食品が食品衛生法の規制に適合するものであるかどうかの確認を行っているところ

るである。

(Q 1 0)

当該食品の流通状況及び事業者による回収状況如何。

現在、関係自治体により当該食品の流通状況等の調査が行われているところであり、厚生労働省としては、引き続き、関係自治体から情報を収集し、必要な措置を講じてまいりたい。

(Q 1 1)

本件の原因についての見解如何。

原因については、関係機関において検査を行っているところであるが、

- ① 有症者が味に異変を感じていたこと
- ② 包装からメタミドホスが検出されていること
- ③ メタミドホスについては相当程度の量を摂取しなければ中毒症状は呈さないこと

から、幅広い観点から調査を行う必要があるのではないかと考えている。

(Q 1 2)

公表がこの時期になった理由如何。

厚生労働省としては、1月29日夜に東京都から本件についての情報を入手し、1月30日の調査結果を踏まえ、直ちに公表を行ったものである。

関係自治体における対応が適切であったか否かについては、今後、情報を整理した上で、検証を行ってまいりたい。

(Q 1 3)

関係省庁間の連携状況如何。

本件については、厚生労働省より農林水産省、食品安全委員会、警察庁、外務省等の関係省庁に情報提供を行ったところである。

当該情報提供を受けて、農林水産省からも、地方農政事務所を通じた周知を行うとともに、関係事業者団体に対して、当該食品の取扱いの中止等について要請したと承知している。

(Q 1 4)

2月5日、日本生活協同組合連合会から、自社製品を検査したところジクロルボスが検出されたとの公表があつたが、事実関係如何。

2月5日、日本生活協同組合連合会（以下、生協連という。）から、生協連が販売した製品について、ジクロルボスが検出されたとの報告があった（皮から110ppm、具から0.42ppm、全体から10ppm）。

当該製品は、現在回収されている製品と同一製品（手作り餃子）、同一製造者（天洋食品）であるが、その賞味期限は2008年6月3日であり、先般、薬物中毒を発生させたもの（賞味期限2008年10月20日）とは異なっている。

また、ジクロルボスは、海外で使用され国内でも農薬に登録されている有機リン系農薬の一種であり、メタミドホスと同様の毒性（メタミドホスと同様に、コリンエステラーゼ阻害作用）がある。

（参考）ADI（一日摂取許容量）

人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても、健康に影響を及ぼさないと判断される量

ジクロルボス 0.0033mg/kg 体重/日

メタミドホス 0.004mg/kg 体重/日

なお、現在、販売中止の措置等の対象となっている食品に含まれるため、新たな被害拡大防止の措置の必要はないと考えているが、当面の措置として、自治体に対し、健康被害事例及び検査結果の報告について、本件を踏まえて対応するよう通知した。

## 食品による薬物中毒事案の発生について

平成20年2月14日  
厚生労働省

### 事案の概要

1 1月29日、東京都より、次のとおり情報提供があった。

- ・ 1月5日に兵庫県において1家族3名、1月22日に千葉県において1家族5名の有機リン中毒の疑いがある事案が発生した。
- ・ 両事案において発症直前に、ジェイティフーズ株式会社（東京都品川区：以下「JTFフーズ」という。）が中国から輸入した冷凍ギョウザを摂食していた。

#### 【参考：関係自治体の対応】

##### (兵庫県の事案)

- 1月4日：兵庫県高砂市において、被害発生（3人）。
- 1月5日：兵庫県が医師から食中毒の疑いのある患者についての情報を受理。
- 1月7日：兵庫県が東京都に対し、当該食品に係る類似の苦情例等について照会。また、兵庫県警と本事案について調査を実施。
- 1月29日：兵庫県が兵庫県警から当該食品の包装よりメタミドホスが検出された旨の報告を受け、東京都にこの旨を情報提供。
- 1月30日：兵庫県が本事案について公表。

##### (千葉県の事案)

- 1月22日：千葉県市川市において、被害発生（5人）。
- 1月23日：千葉県が医師から食中毒の疑いのある患者についての情報を受理。千葉県は医師から通報を受けた千葉県警と連携して調査を実施。
- 1月29日：千葉県が東京都より本件についての照会を受け、東京都に情報提供。
- 1月30日：千葉県が千葉県警から患者の吐物よりメタミドホスが検出された旨の報告を受け、本事案を食中毒と判断し公表。

##### (千葉市の事案)

- 12月28日：千葉市において、被害発生（2人）。
- 1月4日：千葉市が患者本人からの通報を受け調査を実施。
- 1月30日：千葉市が厚労省及び千葉県から千葉市事案が兵庫県・千葉県事案と同じ事案である旨の情報を受け、本事案について公表。

2 JTFフーズの輸入実績を調査したところ、当該冷凍ギョウザは同一時期に輸入された同一製造者（天洋食品工場）のものであることが判明した。

- 3 関係自治体、警察等関係機関の調査の結果、包材及び嘔吐物中のギョウザから有機リン系農薬のメタミドホスが検出されたとの報告を受けている。
- 4 また、2月5日、生協より、自社製品からジクロルボス（有機リン系農薬）が検出されたとの報告があった。当該製品は、現在回収されている製品と同一製品・同一製造者であるが、その製造年月日は、薬物中毒を発生させたものとは異なっている。
- 5 なお、自治体の調査の結果、2月11日15時現在、保健所への相談等を行っている者は全国で5100名であり、これらの者については、臨床診断や検査結果などから、現時点において有機リン中毒が否定されている。

また、中国産冷凍ギョウザを食べて有機リンによる中毒と確定した患者は10名（千葉県7名、兵庫県3名）であり、全て1月29日以前に報告のあったものである。

### 厚生労働省の対応

（これまでの対応）

- 1 本件を受け、厚生労働省としては、次の対応をとったところ。
  - (1) 1月30日、JTFーズが輸入した冷凍ギョウザの摂取を避けるよう消費者へ周知するとともに、各都道府県等、農林水産省及び食品安全委員会等へ情報提供。
  - (2) 同日、関係自治体に対し、当該食品の流通状況等について調査を依頼。また、在京中国大使館を経由して中国国家質量監督検疫検疫総局に調査を依頼。
  - (3) 1月31日、安全性が確認されるまでの間、天洋食品工場のすべての製品の販売を中止するよう、事業者に対し、関係自治体を通じて要請するとともに、それらの製品の情報等を厚生労働省ホームページに掲載。
  - (4) 同日、天洋食品工場からの全ての製品の輸入自粛を指導するよう、検疫所に対して通知。
  - (5) 同日、「食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合（以

下「関係閣僚会合」という。) 申合わせ」を受けて、

- ・ 2月1日より厚生労働省及び自治体において相談窓口を設置
- ・ 本事案に係るQ & Aを作成し、ホームページに掲載
- ・ 財団法人日本医師会に対し、食品による有機リン中毒の疑いのある患者を診断等した場合の保健所への速やかな通報について協力依頼。

(6) 2月1日、各自治体に対し、輸入食品に起因すると疑われる事例を探知した場合には、犯罪性の有無にかかわらず、速やかに国への報告を行うよう通知。

(7) 同日、内閣府及び農林水産省と連名で、関係団体に対し、食品の安全確保について事業者が一義的責任を有していることを踏まえ、輸入する食品について、輸出国の製造、加工及び流通段階における有毒有害物質の混入の防止対策について、幅広く確認することにより同様の事案の発生を予防するよう、会員への周知を要請。

(8) 2月5日、ジクロルボスが検出されたとの生協の発表を受け、当面の措置として、自治体に対し、健康被害事例の調査等について、本件を踏まえて対応するよう通知。

(なお、ジクロルボスが検出された食品は、現在、販売中止の措置等の対象となっている食品に含まれるため、新たな被害拡大防止の措置の必要はないと考えている。)。

(今後の対応)

2 引き続き、次の対応を行う。

(1) 被害拡大の防止

- ・ 消費者・関係機関に対し、事案の概要、製造者名等の情報を、引き続き積極的に情報提供。

(2) 原因の究明

- ・ 当該薬物の混入経路の原因究明等を進める。

(3) 再発防止策の検討

- ・ 今回の事案について詳細に点検を行い、同様の事案の再発防止策を検討

※ 2月8日に開催された関係閣僚会合において、食中毒発生時の国への速報対象の拡大、輸出国における安全管理の強化、加工食品の残留農薬検査法の研究等、対応の方向性を報告したところ。



(注) 陷入実績(ニシマツ)は、平成19年1月1日から平成20年1月30日達報値。

ジエティファーズ株式会社の回収には、日本生活協同組合連合会の回収分を含む。各社における回収には、右廃棄年度(平成19年1月1日以後)のものが含まれるものがある。